

医師面接へつながらない高ストレス者や、ストレスチェック後の相談窓口として
聖隷福祉事業団保健事業部の看護職への相談をぜひご利用ください

ストレスチェック後の 「保健師・看護師による相談」のご案内

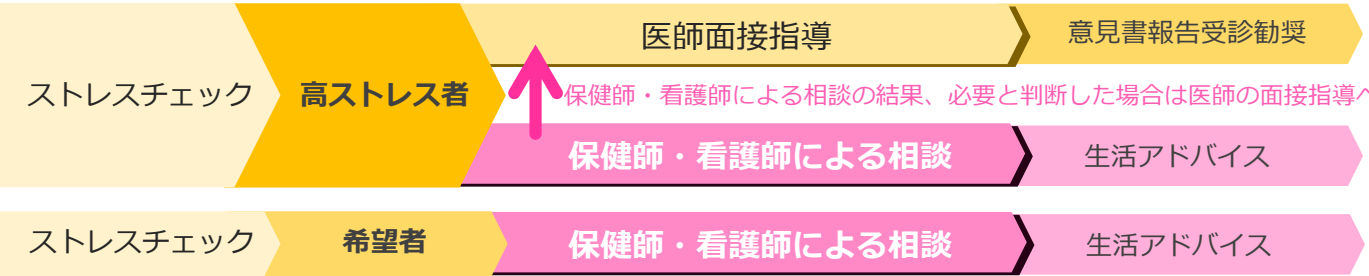
労働安全衛生法に基づくストレスチェック指針では、
「事業者はストレスチェック結果の通知を受けた労働者に対して、相談の窓口を広げ、相談しやすい環境を作ること、高ストレスの状態では放置されないようにする等適切な対応を行う観点から、保健師・看護師等が相談対応を行う体制を整備することが望ましい」とされています。
メンタルヘルス不調の未然防止に努めましょう。

❖ 企業でメンタルヘルス不調者が“1人” 出る影響（内閣府の試算による）

男性：30代後半、年収約600万円が休職する場合 （注）従業員100～999人の中規模企業を想定	周囲の従業員の残業代：休職前の3ヶ月 約99万円 休職期間6ヶ月 約224万円 休職後の3ヶ月 約99万円
計 約422万円	

その後、同僚や上司のメンタルヘルスにも影響を及ぼす可能性あり（負の連鎖）

▶ ストレスチェック～指導の流れ



▶ 看護職相談料金

料金：1回45分 8,000円（税抜）

▶ 予約制

ストレスチェックの結果が届いたあと、1～2ヶ月以内のご利用をおすすめします。

▶ ストレスチェックとあわせてご利用いただけるプログラム

職場環境改善セミナー	● 職場の健康リスクを理解、把握し職場環境改善に繋げる
セルフケア	● 自身のストレスに気づきストレスの対処方法がわかる ● ストレスと上手につきあう方法 ● メンタルヘルスの基礎知識を学ぶ
ラインケア	● コミュニケーションの大切さがわかる ● 部下への声かけが増える ● 部下のちょっとした変化に気づき早期対応できる

【お問い合わせ】

社会福祉法人聖隷福祉事業団 保健事業部 産業保健企画推進課
電話 053-473-5529（直通）
受付時間 月～金曜日：8時30分～17時

